

赤い羽根共同募金 平成27年度助成事業

●「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」 募集要項

＜申請受付期間 平成27年4月1日(水)～4月30日(木)まで＞

締切日消印有効

●応募方法

申請書類に必要事項を記入し、団体所在地の共同募金委員会を通じて応募すること。

●ご相談と申請様式の配布窓口について

社会福祉法人 宮城県共同募金会もしくは所在の共同募金委員会へお問い合わせ下さい。申請書様式は、下記の本会ホームページからもダウンロードができます。

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

URL:<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>

「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」事業概要

趣 旨

今、赤い羽根に対する社会的ニーズが高まっております。なぜなら、現代社会には無縁社会・格差社会・貧困化の進展・限界集落の出現、さらには虐待・いじめ・災害・子育てなど多様な生活課題をかかえており、市民の生活不安は拡大しつつあります。それらの生活不安を緩和し、「やさしい社会」を実現するために、共同募金の果たす役割は大きいといえます。

宮城県共同募金会では、皆様から寄せられた募金が多様な生活課題や地域の課題解決に役立つ事業の一環として効果的・有効的に活用されるよう、平成27年度の助成として「住民力・地域力・福祉力を高める支援事業」の実施を致します。

赤い羽根共同募金が、この活動を支えるファンド的役割として、今後も地域福祉の継続的・計画的な推進を図る一助となることを願い、皆様方には積極的にご活用いただきたいと考えております。

1 助成対象団体

宮城県内に所在・活動場所にしている下記の団体

- ボランティア団体・市民活動団体/NPO など
- 地区社会福祉協議会・地区民生・児童委員協議会
- 住民団体（自治会・町内会を含む）・子ども育成会・PTA など
- 中高大学を中心としたボランティア団体

※ただし、平成27年度事業共同募金一般配分の助成が決定している団体は対象外とする。

※活動について、地域の他団体の推薦（社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、連携団体の責任者、活動拠点の責任者等）及び所在の市町村共同募金委員会の確認が必要となります。

2 助成対象経費

会場費（サロン・研修会など）、会議費、活動資材、消耗品費、印刷代、広報費、講師謝礼、ボランティア保険料、郵送費、通信費、ガソリン代など

【対象外となる経費】

会議・打合せの際の活動団体メンバーの飲食代、活動時のボランティア等への手当・謝礼等、個人所有になる物品の購入費、個人名義/会社名義など団体名と異なる領収書の経費、活動団体メンバーの人件費

3 助成総額

平成27年度助成として 1,500万円

※申請締め切り後、助成決定にあたって、助成総額に満たない場合は、本会ホームページにて再度、申請受付をする場合があります。

4 助成額

助成対象事業費総額の90%以内の金額 1団体 30万円を限度

※申請額は千円未満切り捨て。

5 助成決定時期

平成 27 年 5 月下旬に助成決定

※審査の結果、助成を行わない場合や助成金額が要望額より減額される場合があります。

6 助成金の交付

助成決定後、助成金の全額を送金

※振込口座は、応募団体名の入った名義でないと認められません。個人名義や応募団体名と異なる団体名義の口座は認められませんので、ご注意ください。

7 事業報告時期

団体は、事業完了後 1 ヶ月以内に清算し、必要報告書類を所在の市町村共同募金委員会を通じて本会に提出をすること

最終報告書の提出締切：平成 28 年 4 月 28 日（木）

※助成金の残金がある場合は、本会指定の口座へ必ずご返金下さい。

※著しく申請内容と活動が異なる場合や助成金の用途をみだりに変更し、または他に流用した際は、助成金の返還を求めることがあります。

8 助成対象事業の例

●生活課題解決事業（福祉力を高める事業）

- ・各種相談会の開催（子育て、ひきこもり、いじめ、虐待、自殺、介護、孤立死、DV、依存症、環境、心のケアなど）
- ・サ ロ ン 活 動（健康づくり、お茶飲み会、スポーツ振興、料理教室、生きがいづくり、介護予防など）
- ・日常生活支援事業（買い物、配食、ゴミ出し、移送・外出、引越し、家事援助など）

●地域課題解決事業（住民力・地域力を高める事業）

- ・住 民 交 流 事 業（伝統文化の継承、郷土の歴史学習、世代間スポーツ大会、各種コンサートの開催、意見交換会など）

- ・防災・防犯活動（防災訓練の実施、防災・減災研修会の開催、要援護者支援体制づくり、夜間パトロールなど）
- ・見守り活動（高齢者・障害者の見守り、声掛け・傾聴活動など）
- ・孤立防止活動（見守り体制づくり、居場所づくり、経済的困窮者のための中間的就労支援、対象者調査、啓発・情報発信など）

●その他

- ・子ども主体活動（福祉・防災を考える会、伝統文化の継承、環境美化、社会奉仕、施設への慰問活動など）
- ・学生主体活動（中・高・大学が行う地域活動、高校生・大学生が取り組むボランティア活動、福祉イベントの開催など）
- ・地域の担い手作り活動（防災学習、福祉学習など）

【対象外となる事業】

営利を目的とする事業、行政の委託事業、介護保険法・障害者自立支援法に基づく事業、団体メンバー限定の趣味・娯楽を目的とした事業、応募前に実施または終了した事業、企業が行う活動

9 選考基準

●選考にあたって重視する点

- ①住民力・地域力・福祉力を高め「やさしい社会」を実現するものであるか。
- ②事業内容・目的が明確であるか。
- ③一過性のものではなく、今後、継続して活動が実施され、発展が期待される事業であるか。
- ④さまざまな人たちの参加と協力が得られ、事業を通じて育成された人材がその後も地域内で活躍できるか。
- ⑤地域のニーズや課題を的確に捉え、事業がそれを解決するのにどの程度、効果的であるのか。
- ⑥事業実施体制が十分に確立されているか。
- ⑦寄付者の共感が得られ、団体の活動状況を公開しているか。共同募金からの支援をどのような形で使途報告するのか。

※単なる備品購入事業（防災用資機材整備、防災マップ作成費、テレビ等の視聴覚設備整備、集会所の備品整備等）は、選考にあたり評価が下がることがございます。